

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成30年 2月 7日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	試料採取系電動機駆動原子炉給水ポンプ油冷却器の試料採取ラックにおいて、アクリルカバーの破損が認められたため、当該アクリルカバーを交換。	GⅢ	
2	2号機	残留熱除去機器冷却系調圧タンク(B)補給水流量積算計の分解点検において、部品の一部欠落が認められたため、当該部品の調査。	GⅢ	
3	1・2号廃棄物処理設備	1号放射性ドレン移送系原子炉建屋高電導度廃液サンプ(A)ポンプ(D)の運転表示ランプにおいて、緑(停止)表示ランプの消灯(ソケットの接触不良)が認められたため、当該箇所の点検・修理。	GⅢ	
4	その他	金属性廃棄物の運搬において、発電所から搬出する運搬車(トラック)の荷台排水配管から油(作動油)の漏えいが認められたため、運搬方法の対応検討。	GⅢ	